

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準項目及び要監視項目の見直しについて（第1次報告）（素案）

## 1. はじめに

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下、「水質環境基準健康項目」という。）は、現在、26項目が定められている。

また、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域及び地下水（以下、「公共用水域等」という。）における検出状況等からみて、直ちに水質環境基準健康項目とせず、引き続き公共用水域等の検出状況など知見の集積に努めるべきものを、「要監視項目」として位置づけ、現在22項目が定められている。この要監視項目については、検出状況等により、水質環境基準健康項目への移行等を検討することとしている。

平成11年中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等について（第1次答申）」（以下、「平成11年答申」という。）において、水質環境基準健康項目及び要監視項目全般について、今後とも新たな科学的知見に基づいて必要な追加・削除等見直し作業を継続して行っていくべきとされたところである。

現在、WHO（世界保健機関）は、飲料水水質ガイドラインの全面改定を行っており、その内容を公表しているところである。厚生労働省においても、この内容も踏まえ、水道法に基づく水質基準を見直し、本年5月公布しているところである。

このような状況を踏まえ、水質環境基準健康項目及び要監視項目について、新たな知見に基づき、適切な検討を加えることが必要であるとの認識の下、平成14年8月15日に環境大臣から諮問がなされた事項について、平成11年答申での経緯を踏まえ第1次報告をとりまとめたものである。

## 2. 基本的考え方

### （1）項目の選定

第1次報告に当たり、検討の対象とした項目は、以下のとおりである。

環境基準項目（26項目）

要監視項目（平成11年答申において検討対象としたフタル酸ジエチルヘキシル等を除く。）

WHO飲料水水質ガイドライン対象物質であって現在改訂が進められている物質

ただし、これらの検討対象項目のうち、農薬については、引き続き環境中の検出状況に関するデータ等を収集した上で審議を行うこととする。

## （2）環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方

基本的考え方

環境基準項目については、平成5年中央公害対策審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」（以下、平成5年答申という。）に示された考え方を踏まえ、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を選定する。

また、要監視項目については、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリング等の対象とすべき物質を選定する。

選定のポイント

検討対象項目のうちから、毒性情報等の知見に基づき得られる人の健康の保護の観点からの基準値及び指針値を勘案し、我が国における水環境中での検出状況、生産・使用等の実態等を踏まえ、各項目の取扱いを判断することとする。特に、検出状況等については、検出率及び検出濃度の双方の観点、検出要因についても物質特性、自然的要因等の事由に考慮する。

## （3）環境基準項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

環境基準項目の基準値及び要監視項目の指針値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況を基に設定する。

直接飲用による影響については、WHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法を基に、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生

涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮する。なお、特に幼少期において特定の化学物質に対するリスクが大きいと判断できる場合には、幼児の飲料水消費量に基づいて基準値及び指針値を設定する。

また、水質汚濁に由来する食品経由の影響についても、現時点で得られる魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定する。

#### (4) 環境基準の適用に当たっての基本的考え方

人の健康の保護に関する環境基準については、広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること、また、地下水と公共用水域は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域、地下水を問わず全ての水域に適用することを基本とする。

#### (5) 自然的原因による水質汚濁の取扱い

平成5年答申及び平成11年答申に示されているように、基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないことから、自然的原因により環境基準健康項目が公共用水域等において検出される地点においても一律に適用することが適当である。

なお、公共用水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮する必要がある。

### 3. 新規項目及び既定項目

「2. 基本的考え方」に基づき検討した結果、新規項目及び既定項目の取扱いについては以下とおりとすべきである。

(今回の議論により記述。)

#### (1) 新規項目

検討対象項目のうち、既存の環境基準健康項目及び要監視項目のいずれにも位置付けされていない新規項目については、検出状況等から以下の5項目について要監視項目に位置付けるべきと判断した。

マンガン  
ウラン  
塩化ビニル  
1,4-ジオキサン  
エピクロルヒドリン

## (2) 既存項目

既存の環境基準健康項目については、従来通りの取扱いとすることが適当である。(各項目についての環境中での挙動、基準値導出根拠等については資料5を参照。)

また、既存の要監視項目のうち、p-ジクロロベンゼン、アンチモンについては、以下のとおり指針値を設定することが適当である。その他の項目については、従来通りの取扱いとするのが適当である。

アンチモン

p - ジクロロベンゼンの指針値の改定

## 4. 測定方法

(次回提示。概要については資料4参照。)

## 5. 今後の課題

(今回の議論により記述。)